特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県最上町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県最上町長

公表日

令和4年3月10日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険関係事務 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等 事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)				
②事務の概要	程健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、市町村などが運営する。				
③システムの名称	 ・国民健康保険システム ・収納管理システム ・滞納管理システム ・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 				
2. 特定個人情報ファイル名					
・被保険者台帳情報ファイル・賦課情報ファイル・給付情報ファイル・収納情報ファイル・滞納情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	 ・番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) ・同法別表第一省令第16、24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 				

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	 (選択肢> (要施する) (契施する) (契施しない) (3)未定 					
②法令上の根拠	(情報照会事務) ・番号法第19条第8号 別表第二(27、42、44の項) ・同法別表第二省令第20、25、26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項					
5. 評価実施機関における担当部署	5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康福祉課、町民税務課					
②所属長の役職名	健康福祉課長、町民税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利	用停止請求					
請求先	山形県最上町 総務課まちづくり推進室 〒999-6101 山形県最上郡最上町向町664 電話:0233-43-2261					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	山形県最上町 総務課まちづくり推進室 〒999-6101 山形県最上郡最上町向町664 電話:0233-43-2261					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		1) 1,0 2) 1,0 [1,000人以上1万人未満] 3) 17 4) 10			2) 1,000人以上 3) 1万人以上10)1,000人未満(任意実施)) 1,000人以上1万人未満) 1万人以上10万人未満) 10万人以上30万人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年2月28日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい <mark>値判断結果</mark>
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	証書の 種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重3) 基礎項目評価書及び全	i点項目評価書 項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞ れ	1重点項目評価書又は	は全項目評価書において、リスクタ	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステムを追	量じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[]	委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワークシステ	ムを通じた提供を除く		提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続	[]接続しない(入手) []	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってし 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	.vる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I -5-②所属長	健康福祉課長 二戸 喜久子町民税務課長 鈴木 隆雄	健康福祉課長 渋井 和之町民税務課長 今井正明	事後	
平成29年4月1日	I -5-②所属長	健康福祉課長 渋井 和之町民税務課長 今井正明	健康福祉課長 渋井 和之町民税務課長 阿部 信幸	事後	
平成29年6月30日	Ⅰ-1-③システムの名称	・国民健康保険システム・収納管理システム・滞納管理システム・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)・中間サーバー	 ・国民健康保険システム ・収納管理システム ・滞納管理システム ・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) ・中間サーバー ・国保情報集約システム 	事前	
令和1年6月20日	I-5-②所属長	健康福祉課長 渋井 和之、町民税務課長 阿 部 信幸	健康福祉課長、町民税務課長	事後	
令和3年3月10日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務		オンライン資格確認に係る事項の追加	事前	
令和3年3月10日	I-3 個人番号の利用 法令 上の根拠		オンライン資格確認に係る事項の追加	事前	
令和3年3月10日	I-4 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 法令上の根拠		オンライン資格確認に係る事項の追加	事前	
令和4年3月10日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	(情報照会事務)·番号法第19条第7号	(情報照会事務)·番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ.1対象人数 基準日	令和3年2月28日	令和4年2月28日	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ.2取扱者数 基準日	令和3年2月28日	令和4年2月28日	事後	